

地域農業経営基盤強化促進計画の変更について(公告)

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律65号)第19条第1項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、同条第8項の規定により公告する。

令和8年3月31日

始良市長 湯元 敏浩



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画を変更した地区

- (1) 木田地区
- (2) 小山田地区
- (3) 西別府地区
- (4) 日木山上場地区
- (5) 辺川地区
- (6) 川北・三叉・春花・船津・中津野地区
- (7) 北山地区
- (8) 上名地区
- (9) 木津志地区
- (10) 下名・大山地区
- (11) 川東地区
- (12) 米丸地区
- (13) 漆地区
- (14) 西浦地区
- (15) 新留地区
- (16) 大山地区
- (17) 八幡・小川内・北・白男地区
- (18) 久末・迫地区
- (19) 下久徳地区